

大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第10号

大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年大田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表費用勘定の表下水道事業費用の部営業費用の款普及促進費の項を次のように改める。

普及促進費		下水道事業の普及促進に要する費用
	手当	
	報酬	
	報償費	報償金、激励金等
	備用品費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	広告料	広告及び宣伝に要する費用
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	補償金	
	負担金	
	補助金	
雑費		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。